

事 案 一 覧 表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

平成27年6月4日
自動車局旅客課

諮問いたしたい事案

遠州鉄道株(静岡県・山梨・静岡ブロック)

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容	1
遠 州 鉄 道 株 (静岡県・山梨・静岡ブロック)	
申請事業者の概要	2
上限運賃改定申請の概要	3
参考資料	4
「説明及び意見を聴く会」の開催について	11

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	遠州鉄道(株)	
前々回改定実施年月日	平成7年3月8日	
前々回平均値上率	9.2%	
前回改定実施年月日	平成26年4月1日 (消費税率引上げ(5→8%)分転嫁)	
前回平均値上率	2.9%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
キ口あたり賃率	36円50銭	42円00銭
初乗り運賃	100円	130円
平均改定率	15.3%(実施運賃平均改定率9.8%)	
申請年月日	平成27年3月30日	
実施予定日	平成27年10月1日	

山梨静岡ブロック

遠州鉄道(株)

(1) 申請事業者の概要(平成25年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株 主 (%)	事業収入ウエイト及び経常収支率				
			事業別	規 模	収入ウエイト	収支率	
取締役社長 さいとう かおる 斎藤 薫	3,800 百万円	1. 遠州鉄道従業員 持株会	4.1	一般路線	315両	9.7%	85.9%
		2. 遠州鉄道共済組合	2.2	みなし4条	15両	0.0%	0.0%
		3. 名古屋鉄道株式会社	1.6	高速バス	23両	1.8%	112.1%
		4. 株式会社惣恵	1.6	一般貸切	126両	5.5%	104.4%
		5. 鈴木 敬彦	1.5	そ の 他		83.0%	106.8%
		6. 石津 薫	1.3	鉄 道		4.7%	109.4%
		7. 三菱ふそうトラック・バス 株式会社	1.1	整 備		2.1%	104.8%
		8. 株式会社高島屋	1.0	広 告		2.0%	107.2%
		9. 横浜ゴム株式会社	0.9	の 旅 行		8.2%	102.8%
		10. 株式会社静岡銀行	0.8	保 険		5.9%	145.9%
				他 不 動 産		44.7%	107.6%
				介 護		3.2%	106.2%
				の 館山寺リゾート		16.9%	101.6%
				食 品 検 査		0.3%	92.6%
				内 スポーツクラブ		1.7%	90.1%
				サ ー ビ ス エ リ ア		3.9%	104.0%
				訳 ガーデンパーク		0.5%	99.0%
				そ の 他		5.9%	101.5%
				全 事 業		100.0%	103.8%
							[105.5%]

※ 一般路線運送収入 4,028,775 千円
 総従業員数 1,520 名
 配当額 431,418 千円

※ ()内は補助金込み収支率

(2) 上限運賃改定申請の概要

遠州鉄道株

項目	現行運賃	申請運賃
普通旅客運賃 改定申請内容	対キロ区間制 基準賃率 36円50銭 初乗運賃 100円	対キロ区間制 基準賃率 42円00銭 初乗運賃 130円
	遠距離通減率 2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍	遠距離通減率 2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍
	2.0 kmをこえ 5.0 kmまで基準賃率の 1.00 倍	2.0 kmをこえ 5.0 kmまで基準賃率の 1.00 倍
	5.0 kmをこえ 10.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍	5.0 kmをこえ 10.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍
	10.0 kmをこえ 15.0 kmまで基準賃率の 0.75 倍	10.0 kmをこえ 15.0 kmまで基準賃率の 0.75 倍
	15.0 kmをこえる部分 基準賃率の 0.65 倍	15.0 kmをこえる部分 基準賃率の 0.65 倍
平均値上率	(前回改定) 2.9 % (前々回改定) 9.2 %	15.3 %
備考	前回改定年月日 平成26年 4月1日 前々回改定年月日 平成7年 3月8日	申請年月日 平成27年3月30日

※ 現行定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:普通旅客運賃(基準運賃額)×推定乗車回数(60回)×[1-割引率(15.0キロまで33%、15.1キロから20.0キロまで35%、20.1キロから40%)]

通学:普通旅客運賃(基準運賃額)×推定乗車回数(60回)×[1-割引率(10.0キロまで40%、10.1キロから15.0キロまで60%、15.1キロから80%)]

※ 改定定期運賃(1ヶ月)の計算方法 通勤:同上・変更なし

通学:同上・変更なし

遠州鉄道株の上限運賃改定に係る参考資料

I. 一般事項

1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

申請翌日の3月31日(火)に、浜松市経済記者クラブで記者発表を行ったところ、翌朝の紙面で新聞3紙が申請の事実を報道した。【別紙1-1、1-2 参照】

また、5月7日(木)にNHK静岡放送局が申請の事実を報道した。【別紙1-3 参照】

その他報道やHPプレスリリース掲載について、利用者から反響はほとんど無く、4月以降の区間及び定期運賃について数件の問い合わせが来ている程度。

なお、会社所在地である浜松市にて、「乗合バス事業者(遠州鉄道株式会社)の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」を6月9日(火)に開催予定であり、5月20日(水)に開催について国土交通省において記者発表を行い、同日、遠州鉄道株も浜松市経済記者クラブへ記者発表を行い、開催案内をバス車両及びターミナルへ掲示、HPプレスリリース掲載を行った。

2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

(1) 鉄軌道との比較(現行、改定後)

主な鉄道並行区間における乗合バス運賃は以下の通り。

- | | | | |
|-----------|-------------|-----------------|------------------|
| ● 浜松駅～磐田駅 | JR東海道線 240円 | 現行 460円 (1.92倍) | →改定 500円 (2.08倍) |
| ● 浜松駅～舞阪駅 | JR東海道線 240円 | 現行 460円 (1.92倍) | →改定 500円 (2.08倍) |
| ● 浜松駅～上島 | 遠州鉄道線 160円 | 現行 250円 (1.56倍) | →改定 270円 (1.69倍) |

(2) エリア内各事業者の概要【別紙2 参照】

II. 会社の状況

1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

経常収入において乗合バス事業の全業に占める割合は 11.5%で、そのうち一般バス事業は 9.7%、高速バス事業は 1.8%となっている。収益面では赤字基調の乗合バス事業に対して、黒字の不動産業をはじめとしたその他事業が内部補助を行い支えている実情にある。今後、更に乗合バス、貸切バス、旅行事業等のバス関連事業における経営環境が厳しさを増すことが予想されるため、一般バスの収支改善が喫緊の課題となっている。

2. 今回の改定を契機とした合理化策について

燃費計やデジタルタコグラフの活用により、エコドライブを徹底し、更なる燃料費の削減や環境負荷軽減に取り組んでいく。従来より継続している人件費の削減についても、営業所や車庫といった拠点の統廃合、グループ会社の食品スーパーや旅行会社への販売業務委託による窓口の合理化、バス車内及び車外管理機器の IT 化の推進により業務の効率化を行い、間接部門を中心に更に削減を図っていく。

平成 9 年の「オムニバスタウン」指定時に一括導入された車載機器の更新に迫られており、サービスレベルの向上とともに業務の効率化を図っていく。同時に、これらの車載機器により取得された運行データや乗降データといった「ビッグデータ」を分析・活用することにより、利用者の実態に合ったダイヤ作成や運用を追求していく。

3. 乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

(1) 平成 9 年に全国初の「オムニバスタウン」の指定を受け、様々な先進的な取組を実施

- ① ノンステップバスを積極的に導入し、現在は保有車両の約 7 割の比率となっている。
- ② アイドリングストップの徹底により、使用燃料・CO2 削減に努めている。
- ③ 全車に音声合成装置を搭載し、運賃箱や運賃・次バス停表示機と連携させている。
- ④ 車載機器更新のタイミングで、運賃表示機をより視認性に優れたものにし、浜松バスターミナルののりばの時刻表や案内表示を全面的にリニューアルし、利用者へより良いサービスを提供する予定となっている。
- ⑤ 平成 16 年 4 月にバス・電車共通 IC カードを全面導入し、現在 50 万人以上に発行し、利用者の 7 割を占める。
- ⑥ 「パーク or サイクル&バスライド」の為にバス停近くに駐車場や駐輪場を設けている。
- ⑦ バス停に上屋やベンチを設置している。
- ⑧ 利用の多い浜松バスターミナルには冷暖房付の待合所が 2 ヶ所あり、「忘れ物コーナー」を設けている。

- (2) 学生の需要を細やかに拾う「モーニングダイレクトバス」「レイニーバス」を運行している。
- (3) 学生の困り込みの為に、学期単位の端数定期を設定し、学校に出張販売に出向いている。
- (4) 商業店と連携し、「お帰りきっぷ」を提供している。
- (5) インターネットによる詳細な時刻・運賃問い合わせサービスを提供し、ほぼ全エリアにてバスロケーションシステムを構築し、インターネット上でも閲覧出来るようになっている。
- (6) 接客がソフトな女性運転者を積極採用し、サービス面の質の向上を図っている。
- (7) 改定後の運賃はバス車内のみならず、ホームページ、主要バス停での掲示等を通じてわかりやすい告知を進める。

4. 安全対策の基本方針について

- (1) 次の安全に関する基本方針等を掲げている。

輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を以下の社長訓として定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させている。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

(2) 具体的取り組み

- ・安全統括管理者（運輸事業本部長）を委員長とした各営業所長、統括運行管理者、運転者代表から構成される本部事故防止対策委員会を10月と3月の年2回開催し、安全輸送とサービス向上への取り組みとともに、事故防止の通年重点施策を策定した。また、9月には、社長、安全統括管理者の営業所巡回に合わせ、臨時の営業所事故防止対策委員会を開催し、上期の振り返りと下期の取り組みの確認を行った。
- ・本部事故防止対策委員会で決定した取り組み事項及び緊急性のある事項については、営業所長、運行管理者、運転者等を集めた営業所内会議を開催し、運転者への周知を図るとともに各営業所における具体的な取り組みを策定した。
- ・年4回の交通安全運動期間中に安全統括管理者等が街頭指導に参加し、交通安全啓蒙に努めた。また、同期間中に、各営業所毎に交差点調査、添乗指導を実施した。
- ・毎月20日には、担当部課長及び本社管理スタッフが営業所始業点呼に立合。始業点呼において適切な指示がされているか確認を行うとともに、必要に応じて助言と指導を実施。
- ・現業部門社員だけでなく遠州鉄道㈱全社員の運転記録証明書を取得し、有効な免許証であることの確認をするとともに社員の安全意識の向上を図った。
- ・運転者に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させ、安全運転の意識を高めた。
- ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査を全運転者、運行管理者、新入運転者に実施し、継続治療の者には、毎月データを提出させ、改善状況を把握している。
- ・安全性の向上のためには、運転者の確保が重要である。平成26年4月1日から9月30日にかけて、「女性運転者積極採用キャンペーン」を実施し、期間中36名から問い合わせがあり、その内10名を採用した。また、女性だけでなく男性の応募も増加し、平成25年度の40名の採用に対して、平成26年度は60名を採用した。

(3) 輸送の安全に関して実施した教育及び研修

- ・安全意識並びに運行管理業務の向上を図るため外部講師による研修を実施した。
- ・所長（副所長）の運転者とのコミュニケーション向上による事故防止のため、研修を実施した。
- ・独立行政法人自動車事故防止対策機構が実施する運行管理者一般講習を受講した。
- ・運輸安全マネジメントに関する講習を受講した。
- ・新規採用運転者の初期教育を実施した。
- ・滋賀県のクレフィール湖東交通安全研修所が実施する安全運転研修に運転者12名を受講させた。
- ・事故惹起者教育を実施した。

(4) 専門家による路線バスに乗車しての覆面調査を行い、運転者の安全面、サービス面の質の向上に努めている。

(5) 点呼の重要性を鑑み、遠隔地域にある車庫にITを使用した高感度カメラを設置し、防犯だけでなく、点呼の強化を図った。

(6) 事故抑制効果を目的に、乗合車両全車両の内100両に右サイドビューカメラを増設し5カメラ化を先行実施及び記憶媒体容量を増量。また、貸切車両全車両にドライブレコーダーを(2カメラ)設置した。あわせて、事故防止教育の充実のため、ドライブレコーダーパソコンの更新をした。

5. 過去1年間における大きな事故(自動車事故報告規程に基づく事故)

車内事故5件

Ⅲ. 地方路線維持の状況

1. 赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について

- (1) 「のりものフェスタ」の開催
浜松市と連携し、平成 26 年 10 月 4 日（土）に J R 浜松駅と遠鉄新浜松駅間のモールで、消防車や救急車とともにノンステップバスを展示。3,836 人集客。
- (2) 「バスの日」の広報活動
静岡運輸支局・静岡県バス協会と連携し、平成 26 年 9 月 17 日に J R 浜松駅と遠鉄新浜松駅間のモールで、近隣同業他社とともにエコバック約 1,400 個配布。
- (3) 「すいすいバスレーンデー」の街頭広報活動
静岡運輸支局・静岡県バス協会・浜松中央警察署・浜松市と連携し、平成 26 年 11 月 18 日に浜松市役所付近のバス専用レーンにてのぼりやプラカードにてマイカー進入防止の運動実施。
- (4) バス教室の開催
浜松市と連携し、平成 26 年度は小学校 47 校を対象に、バスを持ち込んでの「バス教室」を開催。
- (5) 「高校生向け公共交通利用啓発リーフレット」の配布
静岡運輸支局と連携し、浜松市を中心に高校 23 校の新入生向けに約 6,500 部リーフレットを配布。
- (6) 「サイクル&バスライド」の推進
浜松市と連携し、交通結節点等の要所に駐輪場を設置。
- (7) 高齢者福祉としての「公共交通利用券」の提供
浜松市と連携し、年に一度支給される「公共交通利用券」の選択肢となっており、IC カードにて提供。

2. 地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について

・路線の休廃止状況、みなし 4 条の状況、地方自治体による支援状況

(1) 路線休廃止

- ① 平成 26 年 9 月 30 日に湖西市の浜名線入出系統を廃止し、グループ会社の遠鉄タクシー（株）に移管
- ② 平成 26 年 9 月 30 日に磐田市の磐田市立病院福田線富士見町系統を廃止
- ③ 平成 27 年 3 月 31 日に磐田市の鮫島線を廃止
- ④ 平成 27 年 3 月 31 日に磐田市の磐田市立病院福田線神増原系統を廃止
- ⑤ 平成 27 年 3 月 31 日に浜松市の渋川線渋川温泉系統を廃止

(2) みなし4条路線

平成25年度実績 3市26路線 補助額180,884千円

平成26年度実績 3市24路線 補助額142,616千円

(3) 地方自治体による支援状況

① 国庫補助路線に対する補助

平成25年度実績 28系統 補助額346,822千円=173,411千円(国)+173,411千円(静岡県)

平成26年度実績 27系統 補助額349,784千円=174,892千円(国)+174,892千円(静岡県)

② その他不採算路線に対する欠損額補助

平成25年度実績 3市10路線 補助額78,180千円

平成26年度実績 3市9路線 補助額74,487千円

「説明及び意見を聴く会」について

趣 旨

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案(以下「申請事案」という。)について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

これは、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」が明記されるなど、運賃改定審査の過程で、可能な限り公聴会の場を設定することが求められていることを踏まえ、実施しているものです。

消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)(抜粋)

【具体的施策】1(2)ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。</p> <p>② <u>公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u></p>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

浜松市内乗合バス事業者の運賃改定申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局同時配布

平成27年5月20日

自動車局
旅客課

乗合バス事業者（遠州鉄道株式会社）の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づく乗合バスの上限運賃変更認可申請事案（以下「申請事案」という。）について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

今般、本年3月30日に申請された浜松市内の遠州鉄道株式会社の申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」（事務局：中部運輸局自動車交通部旅客第一課）を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。

なお、本会は公開で行い、傍聴が可能です。

記

1. 実施日時・場所
日 時：平成27年6月9日（火）18：00～20：00
場 所：プレスタワー 7階 静岡新聞ミーティングルーム（別紙1参照）
浜松市中区旭町11-1（TEL 053-455-2001）
2. 対象者
利用者 定員100名
3. 開催内容
・申請事業者（遠州鉄道株式会社）から参加した利用者に対する申請事案の内容の説明
・参加した利用者からの意見の陳述（事務局による書面提出意見の読み上げを含む。）
4. 参加申込方法（利用者向け）
・意見を述べようとする方又は傍聴を希望する方は、参加申込票（別紙2）を記入し、FAX、郵送又はE-mailでお申し込みください。
※取得した個人情報については、本件に係るご連絡以外には使用いたしません。
5. 書面による意見提出方法（利用者向け）
・書面による意見を提出する方は、次の事項を添えて、FAX、郵送又はE-mail

で提出してください。

【必要項目】 ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見
※頂いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

6. 申込・提出先
・〒460-8528
名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
中部運輸局自動車交通部旅客第一課
【FAX】052-961-0816
【E-mail】kitaguchi-k56nc@mlit.go.jp
7. 申込・提出期限
・平成27年6月5日（金）17：45まで
（郵送の場合は平成27年6月5日（金）必着分まで）
8. 発言時間
・意見を述べる時間は1人5分程度とさせていただきます。
※本会は、広く利用者の意見を聴く場ですので、討論にわたる発言はご遠慮願います。
9. 取材申込方法（マスコミ向け）
・取材を希望される場合は、取材登録票（別紙3）を記入し、平成27年6月5日（金）17：45までに以下の問い合わせ先（事務局）に、FAX又はE-mailでご登録ください。
【FAX】052-961-0816
【E-mail】kitaguchi-k56nc@mlit.go.jp
10. ご意見の取扱い
・「説明及び意見を聴く会」で陳述された利用者からの意見及び書面提出意見については、今後予定されている、国土交通大臣の諮問機関である運輸審議会の審議の際に、自動車局旅客課から報告いたします。
11. その他
・意見を述べようとする方において、当該事案の申請書及びその他関係書類について閲覧を希望される場合は、事務局（下記参照）あてにご連絡ください。

プレス発表に加えて、浜松市のHPにおいても広報を実施。また静岡新聞、中日新聞、日本経済新聞に記事が掲載された。【別紙1-4参照】